

令和3年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(23日目)

令和3年3月23日(火)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第10号 令和3年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第11号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第12号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第13号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第14号 令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第15号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第16号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第17号 令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第18号 令和3年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第10 議案第31号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について
- 第11 発委第 1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 発委第 2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第13 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君

2番 上田 誠 君  
 3番 中村 勘太郎 君  
 4番 金元 直 栄 君  
 5番 滝波 登喜男 君  
 6番 齋藤 則 男 君  
 7番 江守 勲 君  
 8番 伊藤 博 夫 君  
 9番 長岡 千恵子 君  
 10番 川崎 直 文 君  
 11番 酒井 和 美 君  
 12番 酒井 秀 和 君  
 13番 朝井 征一郎 君  
 14番 奥野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永 充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
財 政 課	長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	森 近 秀 之 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君

上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに23日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、議場に入場する際は、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、会議規則第21条の規定に基づき、お手元に配付しました議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第10号 令和3年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第11号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第12号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第13号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第14号 令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第6 議案第15号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第16号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第8 議案第17号 令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算につ

いて～

～日程第9 議案第18号 令和3年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算についてから日程第9、議案第18号、令和3年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第10号から議案第18号までの9件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） どっちからって言って

○7番（江守 勲君） まず反対者の討論があります。

○議長（奥野正司君） ごめんなさいね。

討論に入ります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） はい。

○4番（金元直栄君） いや、そのときに、まず反対者からの討論……。

○議長（奥野正司君） はいはいはいはい。はい、分かりました。

今、自由討議に手を挙げたんけ。

○7番（江守 勲君） 休憩願います。休憩願います。

局長、ちゃんと ちゃんと整理して……。

○2番（上田 誠君） まだ休憩してないよ。休憩はしていない。

○7番（江守 勲君） 今、自由討議はありませんでした、討論があります。「討論があります」って言っていただいてから、「まず原案に反対者の発言を許します」って言っていただいてから挙手です。

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回の、今議案見てみますと、本来は、日程第9の議案第18号は企業会計ですから、切り離して提案されるほうが本当はいいと思います。それを前置きしておきます。

それに、私、2021年（令和3年）度予算案への反対討論。

この予算案見てみますと、町民に必要な予算や、さらに農業の分野で小規模農業者にも町独自に一部助成の復活や、都市計画でも本町の都市計画に一定の戦略を持って臨む等では評価できる点もあります。

また、2021年度の行政運営や予算執行については、1つは、女性幹部の登用の問題です。男女共同参画で、町の各種審議会や委員会は女性の参画が4割弱になるとの報告が行われています。町がこれらの委員会等へ女性登用を積極的に求めてきた結果が今の状況になっているわけですが、これを求めている行政側が、特に見える部分での、例えば女性課長の登用は全く見えていません。町の予算は男だけに使われるものではありません。女性課長の数は、町のジェンダーギャップ解消に資するだけに、その数値目標も示さないのは私は大きな問題だと思っています。

2つ目です。公共施設の在り方についてです。予算の審議の中で、えい坊館の設置目的と今後の活用方向で話題になっていました。施設は建てるが管理者も置けなくなっている施設が、文化ホールや緑の村の体育館、サンサンホールと幾つもあるわけです。合併後これらを整理する必要があると指摘してきましたけれども、緒に就いたのは今の町長になってから、さらにえい坊館建設については、現町長も当時、判断に苦慮したはずだと私は思っています。しかし、その整理も満足に進んでいない間にも次の施設等々を建設されてきています。えい坊館の建設では、近くによく似た施設の建設は問題だと私は指摘し続けてきました。そのとおりになっています。

そんな無駄には思い切った手も打たず、ここに来て、町の将来を考えると財政的にも不安だとして、保育園の建設や運営には金がかかり過ぎるから、そしてアンケート調査では、公立園が安心、つまり「子育ては町が責任を負います」に大きな信頼が寄せられていたにもかかわらず、民営化とか幼保の統廃合をという進め方は認められません。合併時の新町計画作成時には、学校の統廃合が合併の条件だとした自治体や教育長もいましたが、大人の都合を子らに押しつけるなどという合併協議会はそういう方向を示してこの問題を跳ね返してきました。これと比

べると残念でなりません。

3つ目、東幼児園のリフレッシュ工事です。3月になり本町内にハザードマップが示され、これを見ると東幼児園の立地地は河岸浸食区域となっています。このハザードマップが示された以上、2億円近くかけての園のリフレッシュ工事は一度立ち止まって、より子どもの安全を守る立場での場所に移転し建設すべきだと私は思っていますけれども、この考えが全くないことに私は驚いています。新たな知見が加わったんなら、立ち止まって検証し直すことが大人の責任だと思っています。

4つ目です。幼保再編として統廃合が進められていますけれども、その一つの民間園の町の側からの提案がこの間明らかになりつつありますけれども、いわゆる幼保再編への答申の位置づけも含め、その規模から示されるこれらの保育の内容についても、1クラス35人程度と考えられないものとなっている点についても私はやっぱり問題だと思っています。

5つ目、今、定例会の議案に新町計画の変更が示されています。この変更は、新町計画にない事業に合併特例債を充てるための変更で、具体的に3つの事業を挙げております。その一つに永平寺インターから古市所を結ぶインター線が含まれ、この間もこの事業、7.5億円かかると言われていますが、その一部が予算に計上されたり削られたりしてきている経過があります。しかし、ほとんど利用が考えられない道路の建設については、その周辺を、例えば本町にない工業団地優先誘導地域として、工場の立地では町として優先して誘導してはどうかと提案もしてきていますけれども、明確なこれへの答弁はありません。用途を考えていきたいとはしていても、なぜ工業進出優先立地地域に指定して誘導すると言わないのか、これも不思議です。こういう事業の進め方については、やはり認められないと思っています。

よって、2021年度予算案には私は反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回、理事者側から提案されております令和3年度一般会計予算84億6,075万3,000円でございますが、前年比1億2,052万1,000円の増、率にして1.4%の増でございます。この内訳といたしまして、新規事業19件、拡充事業13件、継続事業25件、そしてそのうち議会提案の18件も反映され

た予算でございます。

内訳といたしましては、そういった主な項目が大型継続事業に重点配分されておる予算でございます。その中でも、子育て、福祉、医療、コロナ対策や町内経済対策支援などが盛り込まれておりまして、SDGsの理念を意識した予算となっております。

私たちはこれまでに、第1審議、第2審議におきまして十分理事者から答弁をいただき、しっかり確認してまいりました。その都度その都度の理事者の答弁で私は理解をさせていただいております。

この重要な予算は速やかに可決されるべきであると思っておりますので、どうか議員各位におかれましては賛成のご賛同をいただけるようよろしくお願いを申し上げます。私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、私のほうから、2021年（令和3年）度一般会計予算に対する反対の討論をしたいと思います。

令和3年度、今年度の一般会計予算は、住民生活に欠かせない福祉であるとか教育、子育て、防災、インフラ整備、また商工・農林業の支援の予算であります。特に昨年からのコロナ禍による感染症、それから予防、そして商工会の方々の支援、また生活困窮者の支援等に関わる必要な予算であり、それについては何も否定するものではありません。

しかしながら、予算の中身の中で、今、全国で少子・高齢化、一極集中による若者流出等により、地方圏域であるとか周辺地域においては人口減少が進むことが現実であります。日常生活圏を守る基本となる地域づくり活動は、今後さらに進めなければならない。行政と住民の協働により支え合いのまちづくり、持続可能な共生社会の実現に向けた取組が必要であります。

予算は、催しや行事に対する補助の予算が主であり、組織づくりのための予算措置は薄いという点。

また、永平寺町内幼保園の統廃合につながる再編について、現在、松岡小学校校区の再編が行われていますが、清流地区に私立の認定こども園、定員150名、規模170名、しかしながら、説明のときには定員120名、規模150名であったというふうに思っております。もう一つの幼稚園として、東幼児園のリフレッシュ工事、これは前の補正予算で1億5,000万——繰越明許であります



——が計上され、またその擁壁の設計もされ、今後その工事が予定をされており  
ます。しかし、今回のハザードマップに示された内容は家屋倒壊等氾濫想定区域  
であり、河岸浸食の、一番川に近い地点に建っているものであります。そこで、  
やはり今の時点に立って再考をするべきだというふうに思っております。

また、社会資本整備総合交付金の費用対効果、整備後の進行の方針や計画が具  
体的にまだ示されていない点、また、男女共同参画への実現に向けて計画策定の予  
算はありますが、それを具体的に進めるための予算が施されていない。公共施設  
——特にえい坊館であります——の運営の在り方についても明確にされていな  
い。

後でまた審議に入ると思いますが、新町まちづくり計画の改定で、5年延長に  
ついては分かるところがありますが、その要望書の中に、支所の存続の在り方、  
学校の在り方について住民の声を尊重せよという文章がありましたが、それが抜  
けている点も踏まえて、今後、少子・高齢化、人口減少に歯止めをかけ、持続可  
能な支え合い、共生の社会を目指すための予算を明確にするためにも、この予算  
に対して反対の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私も、今までの議会の中での論議の中で、幼稚園、幼児園  
の再編あるいは永平寺インター線についてはまだまだ理解できないところも多々  
あるところがございますが、今回の3年度の当初予算、第1審議、第2審議を重  
ねながらいろいろ説明を受けてまいりました。

大分理解も深まってきているところでありますが、その中で、後に出てくる、  
議長から提出されると思いますが、7つの提言をまとめさせていただきました。  
ぜひこの1年間この当初予算を実際に運営するに当たり、この7つの提言をぜひ  
十分留意をされて執行していただきたい。また、将来の住民のために将来的にも  
関わる当初予算でありますので、十分執行に当たっては留意をしていただきたい  
と。

その提言を踏まえまして、私は賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は、反対の立場を取らせていただこうと思います。

今当初予算で見込まれている事業の全てを否定するものではありません。事業

によっては一刻も早く執行していただきたいという案件もたくさんあります。

が、松岡東幼児園のリフレッシュ事業につきましては、議案説明の後に永平寺町洪水ハザードマップが配布されました。松岡小学校区内には4つの幼児園、幼稚園があります。そのうち、なかよし幼児園と松岡西幼児園がハザードマップ上安全な場所に位置しています。安全な場所に立地する松岡西幼児園を閉鎖して、河岸浸食の危険地域に立地する松岡東幼児園を残すということは、ハザードマップが後から配布されたことから再検討が必要だと考えております。

また、令和3年度の入園児数から考えますと、松岡東幼児園は令和2年に比較しまして園児数は減少しています。松岡幼稚園は令和2年と比べますと増加しています。その理由としては、なかよし幼児園と松岡西幼児園の定員数をオーバーした園児の第2希望が松岡幼稚園だったとのこと。このことから、保護者の入園に対するニーズはと申しますと、やはりなかよし幼児園、松岡西幼児園、松岡幼稚園、松岡東幼児園の順番になるのではないかと思います。

松岡西幼児園について言いますと、建物はかなり老朽化が進んで傷みもひどくなっております。保護者の皆さんがあの建物を見てどの幼児園を選ぼうかなと考えたときに、建物から判断すると、松岡西幼児園は外したいと思われる保護者の方が多いと思われまます。でもその結果としては、松岡西幼児園を希望される保護者の方はたくさんいられる。これが保護者ニーズということだというふうに理解いたします。

その点を含めると、松岡東幼児園のリフレッシュ工事ということにつきましては、今この時点では立ち止まって考えるべきではないかと思えます。

もう1点。松岡西幼児園について言わせていただきますと、現状、地目が公園になってるということで建て替えとかはできないというふうに聞いてます。ですが、今のままの用途変更もせず幼児園のまま、そして建て替えもせずリニューアルをして使うということになればその存続は可能ではないかというふうにも考えております。少なくとも、先日発行されたハザードマップ上から安全な場所に立地している西幼児園を閉鎖して、そして東幼児園を急いでリフレッシュに取りかかるというのは、これは少し考えるべきだというふうに思います。ここはいま一度足をとどめて、子どもたちの安全・安心を最優先にしたら、少しでも安全な場所へ、そして少しでも子どもたちが豊かに、そして多くの子どもたちに喜んでもらえる幼稚園であってほしいというふうに思います。

もう1点。えい坊館の運営についてお話ししたいと思えます。令和3年から1

階の飲食部分を閉鎖するというふうに聞いております。ほかの事業へ転換するとのお話でございます。ですが、えい坊館の1階の飲食部分につきましては、これまでそういう公共施設へ足を向けなかった年齢層の方が、いろんなイベントを催すことによって、今、えい坊館のほうに足を向けていただくようになってます。確かに昨年はコロナ禍の中でなかなかイベント開催もできず、収益という面ではマイナスになったかもしれません。ですが、飲食業界そのものが一般的にどこも黒字と言えるような経営状態ではなかったのではないのでしょうか。えい坊館だけがとりわけて赤字というわけではないというふうに思います。

それを考えますと、やはり今までこの5年間培ってきた、人が集まり交流する、そしてあそこに所属しているボランティアガイドの皆さんが今新たに松岡の歴史を探訪するガイドブックを作ろうとしている中で、その拠点となるえい坊館につきましては、現状どおりの運営をされるほうがいいのではないかというふうに思います。せめて次に何をするかははっきり決定するまでは、現状で推移していただきたいというふうに思いますので、私は今回の当初予算に対して反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） では、私、賛成の立場で発言させていただきます。

昨年の新型コロナウイルス感染症拡大、そして1月の大雪とこの大変な1年を経て、令和3年度の一般会計予算案は、防災対策、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ウイズコロナ時代の社会を支える支援策を各種盛り込まれております。また、地域少子化対策推進事業やイベント実行委員会補助金、えい坊館運営管理事業など、時代に即して見直すべき予算を見直され、自動走行事業の実用化やIT拠点施設運営事業、観光ホームページ作成事業による情報発信、小規模農家営農継続支援事業など、将来を見据えて進められるべきところはしっかりと前に進められていらっしゃいます。

令和2年度当初予算に係る提言、令和2年度事務事業評価における提言、令和元年度決算認定に係る提言の内容も予算の中に、デジタル化推進事業や空き家対策支援事業などにしっかりと反映され、適切な予算となっていることが審議の中で理解されました。

東京商工リサーチの経済見通しによりますと、コロナの影響による企業倒産は国の支援策により抑制されているものの、この資金供給が途切れるときに増加す

ることが予測され、また負債1,000万未満の事業所倒産数は前年比23%増、つまり零細企業では倒産が増えているという数字も示されています。コロナによる経済打撃が今表面化はしていないものの、今年もどんな苦しい社会になるかわかりません。

コロナウイルスワクチン接種事業や来年の降雪に備えた防災対策をはじめ速やかな行政執行を求め、当予算案の成立に賛成いたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第11号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」「あります」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国民健康保険特別会計への反対討論です。

今回の国保税をしてみると、いわゆる資産割の廃止が盛り込まれています。収入を生まない生活資産に負担を強いるやり方の変更については評価できると私は思っています。

しかし、本町の国保税はこの2月の県の発表で、県の資料によりますと福井県内1位の高額になっています。個人で11万2,408円、世帯当たり17万7,311円、県平均より、個人割でも1万円以上、世帯割ですと1万7,500円以上の割高になっています。こういう状況があるわけですから、私たちもぜひこの会計の様子を見て、町としても町民の負担軽減をすべきではないかという提起をしてきました。

しかし、町は、町から会計に繰り入れる、いわゆる法定外の繰入れの問題ですが、これを私提案しますけれども、今、国会に出されている法案ではこれまで禁止されるという内容を示して、会計全体の様子を見てからでないと考えられないというふうなことを言われていました。しかし、今、国会で審議されている法案のいわゆる法定外繰入れの禁止の項目ですが、本来は禁止するという法律での規定のようでした。ところが、全国の市会、町村会が意見書を提出しました。法制上の措置の論議等は、国保との保険者の苦境、被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反する、国が一方向的に論議等を押しつけることは受け入れられないと厳しい意見書を提出して、こういう法定外繰入れ、自治体によっては、住民の苦境を考えるとそういう負担はあり得るという立場を認めたものです。こういう立場に立てない状況というのは、私は寂しいと思います。

2つ目は、資格証の発行です。これはたった1名ですけれども、本町は資格証を発行しないと宣言し、例えば後期高齢のいわゆる普通徴収等の滞納の問題でも、県の会議で町は資格証を発行しないようにという申入れをしたこともあったはずですが。そのことを考えると、町の資格証の発行というのは方針の変更があったと取らざるを得ない状況があります。いわゆる町短期の資格証の発行なんかも含めていろいろ検討されるべきだと思っています。

こういうことを見ると、やはり決して今国保の負担というのは軽くない状況がありますから、私たちにとっては、国保の負担軽減のためにも町はもっと前進すべきだということを思って、反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回の議案でございますが、永平寺町国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえた内容での会計といったこともございますし、県におきましても、永平寺町

は健全な事業運営をしているということも聞いております。

今回、保険料が高かったとかいうお話もございましたが、それは、今まで据置きしてきたという経緯もございますし、今回そういったこともございまして、町としては6,000万の基金が積めたといったことも聞いております。

今後、この基金を元に、料金改定も含め、健全な運営ができるといったことをしっかりと理事者側から確認をいただいておりますので、私はこの予算に対しまして賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） 原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

議案第11号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第12号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論あります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 後期高齢者医療特別会計の反対の討論ですが、今、菅内閣は、全世代型社会保障改革というメニューの法案を今、国会に提出してます。医療の分野で見ますと75歳以上の窓口2割負担の導入、これは今年10月とも来年度

からとも言われていますけれども、また、自治体独自の負担軽減策解消による国保の引上げ、これも義務規定から、さっき言いましたように努力規定に落としとして提案しているという話です。さらに、このコロナ禍の中でも地域医療構想を基に病床削減をさらに進めるということを進めています。

後期高齢者医療制度に関係するところで言いますと、75歳以上と65歳以下74歳の障がい者の負担を2割に引き上げる。いわゆる年収、単身200万円、一月に直すと大体16万5、6千円の年金者。2人生活で320万の世帯は1割から2割に引き上げる。対象者が大体全国で370万人、本町の場合はつかんでいないという話でした。

ただ、ここをよく見てほしいと思うんです。75歳以上の高齢者というのは、病院にかかる医療費というのは結構高い状況があります。現行の1割負担でも後期高齢者は平均年8万円の窓口負担を強いられていると言われていています。つまり75歳以下の窓口負担の平均額の約2倍既に払っているわけですね。これを倍にするとということは4倍になるということです。将来はこの2割負担を全高齢者に広げるという方向もあるようです。

このことを考えると、やはり本当に、認めてしまえばこれから先どんどん高齢者の負担が増えていく。国保でもよく言われていますが、高齢者の、いわゆる75歳以上の医療費の割合を見ますと、たしか75歳以上は年間90万ぐらいになるんでないかなと思うんですが、国保関係者は30万から35万円ぐらい。もうちょっと増えているかもしれません。その2.5倍から3倍あるということは、普通の国保の関係者から見ると、高齢者は既に1割負担でも2.5倍から3倍の負担をしている。その上にさらに2割負担ということになると大変になる。これは皆さんよく分かると思うんです。こういう方向についてはやっぱり認めるわけにいかないということをはっきりしておきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、今回の令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今ほど反対討論でございましたが、この件につきましても以前から議論をしております。そんな中で、75歳以上の高齢者の方は年収200万以上の方が2割負担になるといったことではございますが、直ちにこの要件に該当される方々が2

割負担になるのかといったことでは、やはり医療限度額の引上げではございませんので、全ての方が対象になるといったことではございませんし、この高齢者の方を支える人口も減ってきております。そういったことを含めると、昔で言うピラミッド型が現在では逆ピラミッド型になってきているという状況を踏まえ、大変申し訳ないと私も個人的には思いますが、やはり全世代型社会保障制度を維持していくためには、75歳以上の方々にも少しご負担をいただきたいというふうに考えております。

以上のことから、私はこの予算に賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

議案第12号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第13号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 介護保険事業特別会計への私の態度です。

この制度は、私も含め、高齢者も若い人たちも周辺地域で通常の生活をしていくためには欠かせない制度だと思っています。

しかし、今日、介護をめぐっては、介護にまつわる不幸な事件や、相変わらず



介護離職が多いと報道されております。さきの一般質問で介護離職、本町の場合とは問いましたが、本町では調査でも介護離職は上がってきていないという報告でありました。これは本町の介護保険制度の運営が十分に行き渡っているということなのか、それとも単につかめていないということなのか。でも、身近なところにも独り暮らしの親を見るために帰ってきたという人は耳に入ってきている状況も実際あります。

一方で、国は、将来の高齢化社会の社会保障を保障するとして導入した、いわゆる消費税、これを10%まで引き上げてきました。本町もこの消費税による社会保障の財源としての交付金が交付されています。さらに毎回、いわゆる保険料がサービスの増大によるとして引き上げられている現状があります。今回の第8期保険料は、想定される負担を基金によって補って、月500円分を補うとして基本料を月額6,400円としたということですが、この基金は私は集め過ぎた分だと思っています。この会計の特徴からいっても、以前の保険料を引き上げ過ぎた分も含まれているという状況が明確に分かるようになっています。

介護保険料は高齢者にとっては高負担となっていることから、町で負担すべき部分として、本来、町の福祉事業で行っていた事業を町負担などで行うことで介護保険料を引き下げるといった方法もあるはずですが、これが見られない。まあ一定のところでは見られているものの、もう少し全面的に考えてほしいというのをこれまでも訴えてきました。これらが見られないので、今回の保険料の引上げも含め、特別会計の予算案には反対いたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今ほど反対討論の中にもございましたが、やはり理事者のほうからこの予算につきまして説明をしっかりといただきました。第8期におきまして、1億円の基金を取り崩し、料金の上げ幅を緩やかにしたといったこともお聞きしておりますし、7期におきましては、いろいろな観点から、本来6,000万取り崩す予定でありましたが、大雪やコロナ影響等もあってこういった介護につきまして利用がされていなかったため、逆に結果的に積み増しをする結果になりましたが、これは決して集め過ぎではなく、将来もこういった介護保険事業を運営していくに当たり、極力保険料の負担を控えていただく、そして上げ幅を緩やかに抑えると

いった趣旨の説明をいただいておりますので、私はこの予算につきまして賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第14号、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第15号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第16号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第17号、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第18号、令和3年度永平寺町上水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号、令和3年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第31号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について。

自由討議の提案ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 自由討議の提案があります。

賛成者ありますか。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要綱4の(2)に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) 自由討議の時間をいただきまして、ありがとうございます。

自由討議ということで、私は幾度となく、第1審議、第2審議でいろんな行政

からのご報告を受けました。これについては、第6章の公共施設の適正配置と統合整備についてです。その内容について、例えば今までの文言のことにありますが、これはちょっと元に戻りますが、この新町計画については合併当時、ある面ではそれぞれの旧町の合併協議がなされました。それが一度破談になりました。破談になって旧市町の首長が替わりました。そういう中から再度合併協議が行われました。その破談になった大きな結果は、上志比・永平寺支所の在り方について、支所は、やはり地域住民の拠点として、ある面ではサービス低下を起こさないように、いろんな面でその存続の在り方、そしてそれぞれの拠点としての働きということで存続の申出があった。それから学校の施設統合、それについても、ある面では通学であるとか施設の状況であるとか、そういうものを全般的に配慮してほしい。しかし、学校の在り方については、地域住民の理解を得ながら検討を行うというふうなことが、あえて特出しという形でこの2項目が盛り込まれて合併協議が成り、この新町づくりの協議を合併協議会のそれぞれの市町の代表の方々が集まり協議した内容のものであります。ぜひともその当時の新町、合併に当たってのそれぞれの申合せ事項、確認事項が、この2点が大きなところがある。ほかにも道路とかいろいろありましたが、それについてはきちっと整備され、その文言については改正するというのが今回であります。

そこで、私があえて言いたいのは、合併後そういうふうな形でそれぞれの、今まさに学校の在り方について今後検討に入ろうかという時期であります。そういう中で合併当時の思いを、そこに書いてある、ある面ではその約束事ですけど、それについてぜひともその文言はやっぱり必要だと思うんですが、ぜひ皆様のご理解をいただいてそこら辺りのご配慮をお願いしたいというふうに思うわけですが、特に予想されるこの前提示されました生徒の人数であるとかそういうふうなところの中から危惧される地域の議員さんもいらっしゃいますけれども、そこらも含め、また今後の教育の在り方についてぜひ論議が必要かと思えます。そういう意味からも、そういう文言についてぜひとも考えていただきたいというふうに思うわけですが、委員各位の方のご所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 永平寺町新町づくり計画についてですが、これは合併特例債が令和7年まで延長されたということですが、今お話にあったように、上田議員のお話にあった内容を盛り込んで修正して、幅広く対応できるものにされてい

るというふうに認識しておりますので、私としては何ら問題がないのかなと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 上田議員の自由討議の提案ですが、新町計画の内容の変更ということについては、いわゆる合併特例債を受けるために、それに、新町計画そのものの内容についてはしっかりしていませんが、議会に示された内容を見ると、主なものとして幼稚園、幼児園のリフレッシュ事業、消防団の車両整備事業、消防団拠点施設整備事業、永平寺インター線整備事業、いわゆるこういうことを明記して示されていると思っています。

それに、繰り返し答弁の中で、いわゆるこの当時、学校の統廃合の問題は話題になっていましたから、それを協議会で、大人の都合を子どもたちに押しつけるわけにいかないということで書き込まれたこの内容についても、何ら趣旨を変えるものではないにこのまま進めていきたいという答弁は得ているように私は思っているんですね。

そういう意味では、文章が抜かれているというのは、それは私も非常に問題ではないかなと思う点もありますが、答弁でそこをきちっと裏づける、そういうことを考えてのことではないということ言われているので、そういう面では仕方ないのかなと思っている点があるということだけ言っておきます。

○議長（奥野正司君） ほか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど酒井議員が新町計画についてはいろんな、幅広くうたってるということで、私もそれについては何も異存はないです。

ただ、先ほど言ってるように、この新町計画の中には、合併に当たっていろんな、例えば機能補償道路を優先的につけよう、いろんな形をつけよう、それから特に問題になったのが、今言う支所の在り方と学校の統廃合の在り方が問題になったわけです。それである面では、ひょっとしたらということで1回破談になりました。首長が替わりました、先ほど説明したように。その中から合併協議、それぞれ議員も、議員は各2名ぐらいでしたけれども、結果的にその中で協議してこの項目をあえて盛り込んで、要は、いろんな文言の中で、道路であるとかそういうものはありますね。しかし、あえてここの支所の在り方と学校の在り方につ

いてはこうしましょう、こうしてほしい、やっていますというふうな提言があって、それで合併協議が成立し、今の合併に至っているわけですね。

私が論議したいのは、今まさにその一つ、支所については解決しました。上志比支所、それからそれぞれ住民の拠点としての支所の在り方が解決しました。学校の在り方については、今まさに論議をしていく中で、この中で文書があります。この改正の文書、これは既存施設の有効利用、地域の特性やバランス、正負事項、設備の老朽化、利用状況、管理状況を考慮した上で事業効果など十分に検討を行い、効果的な処置に努めるもの。これは学校も含まれますよというご答弁がありました。私は当然そうだと思います。ただ、ただ、これだけでなく、あくまでも統廃合、特に学校施設については、十分こういうものを検討し、また考慮して行いますという文言があえてあったわけです。それをまさしく割愛したというか、なくなったことに関して、今まさにそういう論議の中でいかなものかなど。

だから行政がそのように思っていない、それはもう十分分かるんですが、合併当時の、その当時の、あえてそうした論議をここで割愛するということに関して私は異議を申し立ててる。ぜひ皆さん、そこら辺りはね、合併当時の議員さんはここにもう三、四人しかいませんけれども、そういう中で一度破談にもなって、あえてまたそうした経緯がありますので、ぜひそこは理解していただきたいというふうに思ってるわけです。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、理事者に成り代わって答弁するわけじゃないですが、住民の感情としては、今の時期、非常に微妙な問題、本当に微妙な問題ということも位置づけたいと思います。上田議員が言われている内容については本当に私も、この新町計画作成に関わってた、合併協議の委員の一人としてね、それは率直に思うところです。

そういう意味では、行政の側に少しそういうのを除く、今の時期に来て除くということに踏み込み過ぎたのかなっていう思いはありますが、答弁で、それについては何としても含まれる内容でつくられているんだよということを繰り返し言われているので、その辺は何歩か譲っても認めざるを得ないのかなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

○2番（上田 誠君） 3回目です。

○議長（奥野正司君） 3回目、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどいろんなご発言ありがとうございます。

私はこの文章があえてなくなったということに関して非常に固執しているわけですが、そういうことは行政側も全然ないというふうに思ってます。それからまた、議員さんもそういう形でぜひ今後、何かそういう話になったときには、こういう合併協議にあった文章があったということをご理解いただきたいと思えます。

ただ、私はこういう形で論議をした以上、次のときでは討論で一応反対の立場を取らせてもらいますが、ぜひ議員の皆さん方にはそこら辺についてご配慮いただければと思うんですが、いかがでしょうか。——はい、分かりました。皆さんのご意見の中からそういうことを認めて、そういうことは ということであれば。なら……、はい。 ないようにします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。



○議会事務局長（坂下和夫君） 朗読します。

発委第1号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により次のように提出します。

令和3年3月23日 提出

永平寺町議会議長 奥野正司様

提出者 議会運営委員会

委員長 江守 勲

永平寺町条例第 号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」の次に「、防災安全課」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（奥野正司君） 提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

先日採決されました議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部改正に伴い、防災安全課の新設が決定し、永平寺町議会委員会条例の一部改正が必要となりましたので、永平寺町行政組織条例の施行に併せ、永平寺町議会委員会条例の一部

を改正するものであります。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 発委第2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定  
について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 朗読します。

発委第2号

永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により次のように提出します。

令和3年3月23日 提出

永平寺町議会議長 奥野正司様

提出者 議会運営委員会

委員長 江守 勲

永平寺町議会規則第 号

永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則

永平寺町議会会議規則（平成18年永平寺町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

第2条第2項中「議員が」の上に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「提出年月日、」を「提出年月日及び」に改め、「住所」の下の「及び氏名」を削り、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「記載し、」の下に「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名」を加える。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。

（「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） はい。暫時休憩。

（午前11時08分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

では、提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の

制定について、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） はい。暫時休憩します。

（午前11時15分 休憩）

---

（午前11時30分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま発委第2号につきまして、当初配付させていただきました内容を新たに訂正し、配付しました内容に訂正させていただきます。これは議長の議事整理権をもってこのように訂正をさせていただきます。

訂正箇所の説明を事務局長より報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、発委第2号の、先ほど朗読しました内容

の訂正箇所を報告させていただきます。

発委第2号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての本文です。

「第2条第1号中」と先ほど申し上げましたが、「第2条第1項中」、「号」を「項」に修正させていただいております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） では、引き続き議事を進めます。

自由討議がございませんでしたので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会広報特別委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

最後に、昨日、全協にて議員全員により策定されました理事者側に対する提言書は、閉会后、理事者に提出させていただきたいと思ひます。理事者におかれましては、提言書の趣旨を尊重されまして事業遂行に当たっていただけたらと思ひます。

暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

---

(午前11時35分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

年度最後の定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る3月1日の開会以来23日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和3年度当初予算を含め多数の重要議案を審議し、可決承認いたしました。おのおのの議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答がありました。

理事者の皆さんにおかれましては、審議の中における質疑、提案等を謙虚に受け止めて、常に町民のための町政運営を図られますよう、切に要望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、心から御礼申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶に代えさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、3月1日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和3年度補正予算をはじめとする重要案件について慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、各人事案件につきましてもご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

今議会におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識し、町政発展のため努めてまいり所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

いよいよ新年度がスタートいたします。

令和3年度は、コロナ禍の中、様々な制約を受けることとなりますが、町民の皆様への命と健康を守るために、町民目線で柔軟に対応してまいります。

そして第二次永平寺町総合振興計画や第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策を着実に推進してまいります。

また、早急に対応が必要な新型コロナウイルス対策や町内経済対策、ワクチン接種など、町民の生活支援や安全、安心につながる事業につきましては、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、町民の皆様には、引き続き新しい生活様式の実践に努めていただきますようお願いいたします。

そして、コロナ禍にあっても、持続可能な安定した自治体運営や社会経済活動の正常化に向け、職員と一丸となって取り組んでまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、今後とも変わらぬ町政へのご指導、ご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時39分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員